

労災保険料率の改定について

平成30年4月より、労災保険料率が改定される見込みです。来年の年度更新の際、料率が変更となる予定ですので、ご注意ください。

【労災保険料率が改定になる業種】

(単位：1/1,000)

業種	現行料率	改定後料率
海面漁業	19	18
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	16
原油又は天然ガス鉱業	3	2.5
採石業	52	49
水力発電施設、ずい道等新設事業	79	62
鉄道又は軌道新設事業	9.5	9
建築事業	11	9.5
既設建築物設備工事業	15	12
その他建設事業	17	15
繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	4
パルプ又は紙製造業	7	6.5
ガラス又はセメント製造業	5.5	6
陶磁器製品製造業	19	18
金属精錬業	7	6.5
非鉄金属精錬業	6.5	7
鋳物業	18	16
機械器具製造業	5.5	5
電気機械器具製造業	3	2.5
交通運輸事業	4.5	4
船舶所有者の事業	49	47
清掃、火葬又はと畜の事業	12	13
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7	6.5
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3

上記の業種が変更となりますので、記載のない業種は変更なしです。



【助成金の情報】

時間外労働等改善助成金（職場意識改善助成金）が拡充される見込みです。

①時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成

②勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成

③職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成

それぞれ拡充される見込みです。最近、労働基準監督署の調査が多いと思います。

事前に取り組んでみてはいかがでしょうか。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

